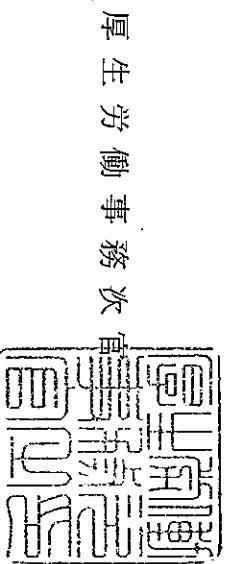


厚生労働省発医政第1209005号

平成20年12月9日

各都道府県知事  
殿



平成20年度医薬品等研究開発設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成20年9月26日厚生労働省発医政第0926003号厚生労働事務次官通知の別紙「平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成20年10月16日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内関係機関等への周知等につき御配慮願いたい。

医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
別 紙 平成 20 年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱	別 紙 平成 20 年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱
1 (略)	1 (略)
(交付の目的) 2 この補助金は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資すること及び「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」の下で実施する医薬品等の開発に関連する研究（i P S 細胞に関する研究等）に対して、研究機器等の整備を行い、国際競争力向上に直結する技術開発の促進等に資することを目的とする。	(交付の目的) 2 この補助金は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。
(交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。  (1) 再生医療推進基盤整備事業 平成 20 年 9 月 26 日医政発第 0926003 号厚生労働省医政局長通知の別紙「再生医療推進基盤整備事業実施要綱」に基づき、大学病院等厚生労働大臣が認める者が実施する再生医療推進基盤整備事業  (2) 革新的医薬品等研究機器整備事業（i P S 細胞等創薬基盤整備事業） 平成 20 年 12 月 9 日医政発第 1209010 号厚生労働省医政局長通知の別紙「i P S 細胞等創薬基盤整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が認める者が実施する i P S 細胞等創薬基盤整備事業	(交付の対象) 3 この補助金は、平成 20 年 9 月 26 日医政発第 0926003 号厚生労働省医政局長通知「再生医療推進基盤整備事業の実施について」に基づき、大学病院等厚生労働大臣が認める者が実施する再生医療推進基盤整備事業を交付の対象とする。
(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 再生医療推進基盤整備事業 ① (略) ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 棚に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。	(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) (略) (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 棚に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

表 (略)

## (2) 革新的医薬品等研究機器整備事業 (i P S 細胞等創薬基盤整備事業)

- ① 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
革新的医 薬品等研 究機器整 備事業 (i P S 細 胞等創薬 基盤整備 事業)	1か所当たり 912.000千円	事業の実施に必要な研究機 器等 (シーケンサー及び質量 分析装置等) の備品購入費 (取付工事費を含む。)	定額

5 (略)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。

(2) ~ (11) (略)

## (申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成20年11月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。ただし、i P S 細胞等創薬基盤整備事業については、平成21年1月9日までとする。

8 ~ 10 (略)

表 (略)

5 (略)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) ~ (10) (略)

## (申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成20年11月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

8 ~ 10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を超過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

12~13 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

第4号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金について、平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱6(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

第5号様式 (略)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を超過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

12~13 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

第4号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金について、平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱6(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

第5号様式 (略)

平成 20 年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

1 医薬品等研究開発設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚労省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めによるものとする。

(交付の目的)

2 この補助金は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資すること及び「革新的医薬品・医療機器創出のための 5か年戦略」の下で実施する医薬品等の開発に関する研究（iPS 細胞に関する研究等）に対して、研究機器等の整備を行い、国際競争力向上に直結する技術開発の促進等に資することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 再生医療推進基盤整備事業

平成 20 年 9 月 26 日医政発第 0926003 号厚生労働省医政局長通知の別紙「再生医療推進基盤整備事業実施要綱」に基づき、大学病院等厚生労働大臣が認める者が実施する再生医療推進基盤整備事業

(2) 革新的医薬品等研究機器整備事業（iPS 細胞等創薬基盤整備事業）

平成 20 年 12 月 9 日医政発第 1209010 号厚生労働省医政局長通知の別紙「iPS 細胞等創薬基盤整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が認める者が実施する iPS 細胞等創薬基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 再生医療推進基盤整備事業  
① 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 补 助 率
再生医療 推進基盤 整備事業	1か所当たり 206,000千円	事業の実施に必要な細胞実験 機器等の備品購入費（取付工 事費を含む。）	2分の1

(2) 革新的医薬品等研究機器整備事業 (iPS細胞等創薬基盤整備事業)

- ① 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。  
 ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 补 助 率
革新的医 薬品等研 究機器整 備事業 (iPS 細胞等創 薬基盤整 備事業)	1か所当たり 912,000千円	事業の実施に必要な研究機器 等（シーケンサー及び質量分 析装置等）の備品購入費（取 付工事費を含む。）	定額

(交付決定の下限)

5.4で定める算出方法により算出された1品あたりの交付額が、25万円に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第4号様式により速やかに厚

生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一社、一社所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 補助事業者が国所管の民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を第5号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成21年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(及び法人所管府省)に報告しなければならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けたはならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成20年1月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。ただし、iPS細胞等創薬基盤整備事業については、平成21年1月9日までとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成21年1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、国は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合には、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘察し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を超過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

平成20年度補助金調書

厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体											備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出									
			科	目	予算現額	収納済額	科	目	予 算 現 額	うち国庫 補助金 相当額	支 出 済 額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額	
(項)医薬品等研究開発推進費	円				円	円			円	円	円	円	円	円	
(目)医薬品等研究開発設備整備費補助金															

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番号  
平成 年月日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名印

平成20年度医薬品等研究開発設備整備費  
国庫補助金交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調(別紙(1)のとおり)
- 4 事業計画書(別紙(2)のとおり)
- 5 添付書類
  - (1) 収入支出予算書(見込書)抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること)
  - (2) その他参考となる資料

別紙（1）

### 經 費 所 要 額 調

(補助事業者名 )

(注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称及び施設名を記載すること。

2 「選定額」欄には、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。

3 「国庫補助基本額」欄は、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。

4. 「国庫補助所要額」欄は(G)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。

ただし、施設ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

別紙（2）

事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類（ ）
- 3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
記載例				円	円		
1. 補助対象事業分							
小計	—	—	—	—	—	—	
2. 補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	

第3号様式

番号  
平成 年月日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名印

平成20年度医薬品等研究開発設備整備費  
国庫補助金事業実績報告書

平成 年 月 日 厚生労働省発医政第 号で交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 国庫補助金精算額 金 円

2 事業の種類

3 経費所要額精算書(別紙(1)のとおり)

4 事業実績報告書(別紙(2)のとおり)

5 添付書類

- (1) 収入支出決算書(見込書)抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること)
- (2) 契約書の写し、検収調書の写し
- (3) その他参考となる資料

別紙(1)

### 經費所要額精算書

(補助事業者名

別紙(2)

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の種類( )

3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
記載例 1.補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—	—	—	
2.補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	

第4号様式

番号

平成年月日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成年月日厚生労働省発医政第号により交付決定があつた  
平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金について、平成20  
年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱6(9)の規定に基  
づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づ  
く額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費  
税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

## 平成20年度補助金等支出明細書

公益法人名 \_\_\_\_\_

1. 補助金等の名称							
2. 事業の目的及び内容							
(1) 目的							
(2) 具体的な内容							
3. 支付実績額	千円 (A)						
4. 補助金等における管理費							
(1) 人件費	千円						
(2) 一般管理費	千円						
(3) その他の管理費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table>			内容	金額	合計	千円
内容	金額						
合計	千円						
5. 外部への支出							
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出							
	支出先	金額					
		千円					
		千円					
		千円					
	合計	千円 (B)					
(2) (1)以外の支出							
	支出先	金額					
		千円					
		千円					
		千円					
	合計	千円					
6. その他							
	内容	金額					
		千円					
		千円					
	合計	千円					
7. 再補助・再委託等の割合	% (B/A)						

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。